発行日:平成30年1月1日



# 上川路会計事務所通信

#### KAMIKAWA.II

#### 上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9 Tel 099 - 252 - 7070 Fax 099 - 252 - 6400

#### 上川路美恵野会計事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F Tel 099 - 223 - 3465 Fax 099 - 223 - 4348





#### 上川路 長牛

#### ごあいさつ

謹んで新春のお慶びを申し上げます。皆様にとって幸 多い年でありますようにお祈りします。昨年10月に は、40周年の節目を好機として、新体制への歩みが出 来た事に感謝しています。今年の干支は戌で、『新しい 息吹の芽生える年』と言われます。時代が大きく動き出 す年と期待して、新年を迎えることができました。

いつものように4日朝9時に全員で、荒田八幡宮に参 拝した後、下荒田の事務所でそれぞれの一年の目標や抱 負を発表して、今年の仕事は始まりました。干支の戌は 相場格言で『戌笑う』と呼ばれ縁起の良い年とされてい ます。格言通り、東京株式市場の今年最初の大発会で、 26年ぶりに2万3千円台に回復してスタートです。変 化のスピードが著しく速い状況をドッグイヤーといいま す。スピード感を持って明るい年にしたいものです。

企業や官公庁は4日仕事始めとなり年頭の挨拶があり ました。経営トップは、各社が直面する課題や環境の変 化に "臨機応変" に対応をすることを念頭に『成功体験 が通用しない時代、新たな挑戦を』と強く求めました。 課題"働き方"について、『働きやすさと誇りをもって 仕事に臨める環境づくり』を提言していました。

安倍首相は年頭の記者会見で、憲法改正の発議へ向け た強い意欲を示しました。今年を勝負の年と位置付け て、政党間の駆け引きも始まっています。首相は、「犬 の嗅覚は人間の1億倍とも言われる。犬のように自らの 進むべき道をしっかり嗅ぎ取ることができる」と戌年に なぞらえ、改憲の実現に自信をにじませました。

今年は明治改元から150年の節目にあたり、県庁で は三反園知事が、「今の日本の形をつくったあの頃の自 信と勇気を取り戻して、力強い鹿児島を造っていこう」 と、この1年は未来のために重要な年と強調していまし た。鹿児島市庁では、森市長が、今年のNHK大河ドラ マ『西郷どん』のエピソードをまじえながら、行動力を 発揮するよう呼びかけました。明治維新150周年にあ たり、「鹿児島への誇りや愛着心を醸成し、観光促進や 経済活性化につなげたい」と力を込めていました。

| ▽税務カレンダー                 | · · · 2 P |
|--------------------------|-----------|
| `2018年1月の経理・税務チェックリスト    | · · · 3 P |
| KMCセミナー(医療編)のご案内         | · · · 3 P |
| 、会計·税務のQ&A               |           |
| " 平成30年度税制改正(案)について      | "···4·5 P |
| New!事業承継対策のすすめ ~ Part1 ~ | · · · 6 P |
| <b>隨想 "『命』</b> 上川路美恵野"   | · · · 7 P |
| <b>所内ニュース</b> "新入社員紹介"   | · · · 7 P |
| · 所内 = 1 = 7             | Q D       |

年末年始の最大の楽しみは、駅伝・サッカー・ラグビー 等の真冬のスポーツをテレビで観戦して鹿児島縁の選手や 新記録への挑戦を熱く応援することです。ニューイヤー駅 伝では、古豪旭化成が昨年に続き市田孝・宏兄弟の区間賞 の活躍で二連覇を達成して、元日から郷里に感動を伝えま した。箱根駅伝は青学大が層の厚さを見せつけて、堂々の 総合優勝で四連覇です。黄金時代は原監督の見事なリー ダーシップのもとで、当分は続きそうです。

韓国の文在寅大統領にとって平昌五輪開催を間近にし て、無事に開催できるのか頭の痛いテーマになっていまし た。北朝鮮情勢は最悪の局面で、ヨーロッパ各国に参加を 躊躇する国が出始めていました。このままでは、国際社会 に恥をさらすことになりかねないからです。そんな最中に 北朝鮮の金正恩委員長の『新年の辞』の中で、平昌で開か れる冬季五輪に参加する可能性を始めて示唆しました。ト ランプ大統領は、北朝鮮が挑発しなければ平昌五輪期間中 の米韓合同軍事演習を行わないことで、平和五輪の成功に 向けて文大統領の支援を明言したのです。

世界熱狂の渦に巻き込むサッカーのワールドカップ(W 杯)が、6月にロシアで開催されます。日本代表鹿児島出 身の大迫勇也が攻撃の鍵となり一丸となって、悲願の一次 リーグを突破して決勝トーナメント進出ができるか期待し ています。 (平成30年1月吉日)

# 税務カレンダー

税金等の納付・ 手続きはお早めに・



### 1 1 月決算会社申告書提出

# 2018年1月

| 日曜日 | 月曜日  | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 1 页旦 | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   |
| 7   | 成人の日 | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  |
| 14  | 15   | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  |
| 21  | 22   | 23  | 24  | 25  | 26  | 27  |
| 28  | 29   | 30  | 31  |     |     |     |



#### 1月31日まで

- ・11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告2月決算法人 第3四半期分5月決算法人 第2四半期分8月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの 期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の10月、 11月決算法人を除く法人・個人事業者 の1月ごとの中間申告
- ・ 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 給与支払報告書の提出



#### 1月10日まで

源泉所得税の納付(年2回納付の特例 適用者は前年7月から12月までの徴収分 を1月22日までに納付)

住民税の特別徴収税額の納付

#### 本年最初に給与の支払を

#### 受ける日の前日まで

給与所得者の扶養控除等申告書の提出

#### 1月中の市町村条例で定める日

個人の道府県民税及び 市町村民税の第4期分の納付

# 2018年1月の経理・税務チェックリスト





Page 3 219号

業務に漏れはありませんか?チェックしてみましょう!

\frac{1}{2}

#### 平成29年1月より雇用保険の適用拡大と育児・介護休業法改正

平成29年1月1日以降65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。なお保険料の徴収については平成31年度までは免除となります。

また、介護をしながら働く人や有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。

#### 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、 還付も早く受けられますので、早めに申告を行いましょう。

#### 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

#### 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が終わっているか今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

#### 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各種調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

# 第29回KMCセミナー(医療編)のご案内

医療法人の経営管理セミナー

### 『医療法人会計基準の基礎知識』

講師:上川路美恵野会計事務所 所長 公認会計士 税理士 上川路 美恵野

□ 時 平成30年3月19日(月)

14:00~16:00 (受付開始 13:30~)

定 員 30名( お申込みはお早めに!)

会 場 **鹿児島ビル9F大会議室** 鹿児島市名山町1-3

会 費 資料代 2,000円/人(関与先・セミナー会員 1,000円/人) 資料代は、当日受付にてお支払い下さい。

お申込方法 同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。また、お申込み頂いた方には、FAXで「参加証」をお送りいたしますので、当日受付までお持ち下さい。

詳細、お申込は別紙にて!また、お申込書は当事務所HPからもダウンロード可能です!



# 会計・税務のQ&A!



## ● テーマ 『 平成30年度税制改正(案)について』



平成30年度の税制改正大綱が平成29年12月14日に公表され、12月22日に閣議決定されました。各税項目について、どのような改正点があるの見ていきましょう。

# 6 個人所得課税

#### 給与所得控除の見直し

~ の適用時期:平成32年分以後の所得税、 平成33年度分以後の個人住民税より適用

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。また、上限額も引き下げられ、給与等の収入金額が850万円を超えると、控除額は195万円となります。

|             | 改正前               | 改正後              |
|-------------|-------------------|------------------|
| 基礎控除        | 65万円              | 55万円             |
| 給与所得控除額の上限額 | 給与収入1,000万円超220万円 | 給与収入850万円超…195万円 |

<sup>\*</sup>ただし、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者、特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者は、負担増が生じないよう措置が講じられます。

#### 基礎控除の見直し

基礎控除が現行の所得税38万円、住民税33万円から一律10万円引き上げられます。また、逓減・消失型の所得控除方式が採用され、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逓減し、2,500万円を超えると適用されません。

|                               | 所得税  | 住民税  |
|-------------------------------|------|------|
| 合計所得金額が2,400万円以下である個人         | 48万円 | 43万円 |
| 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である個人 | 32万円 | 29万円 |
| 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である個人 | 16万円 | 15万円 |
| 合計所得金額が2,500万円以上である個人         | 適用なし |      |

#### 公的年金控除の見直し

控除額が一律10万円引き下げられ、控除額の上限が設けられます。

| 公的年金等収入が1,000万円超の場合の上限                 | 195.5万円                 |
|--|-------------------------|
| 公的年金等収入 <b>以外</b> の所得金額が1,000万円超の場合の上限 | 控除額を更に10万円引き下げ(185.5万円) |
| 公的年金等収入以外の所得金額が2,000万円超の場合の上限          | 控除額を更に20万円引き下げ(175.5万円) |

#### 青色申告特別控除の引き下げ

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者(青色申告者)に係る青色申告特別控除額が65万円から55万円に引き下げられます。ただし、下記のいずれかの要件を満たす場合、控除額は65万円になります。

要件

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。 その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

#### 10年間の特例措置

#### 事業承継税制の特例の創設等

中小企業経営者の年齢分布のピークが60代半ばとなり、高齢化が急速に進展しています。円滑な世代交代を促進するため、10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講じます。

## 法人課税 法人課税

#### 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間に 開始する各事業年度において適用できる時限措置

適用時期:平成31年1月7日以後の出国より

所得拡大促進税制の改組

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して支給する給与等を一定額増加した場合等に、その増加額の一定割合に相当する金額を法人税額から控除することができる制度です。今回の改正により適用要件が見直され、賃上げ及び人材投資に積極的に取り組む企業に対して当該支援措置が強化されます。

【税額控除】 給与等支給増加額の15%の税額控除 (当期の法人税額の20%を上限)

要件

平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する 割合が3%以上であること。

国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること。

中小企業者等については、平均給与等支給額が対前年度比 1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組されます。

人材投資に取り組む企業は、下記の要件を満たす場合に税額控除が上乗せされます!

|        | 要件  | 税額控除(2)      |
|--------|---|--------------|
| 大企業    | 教育訓練費(1)の額が前期及び前々期教育訓練費の額の年平均額に対する増加割合が20%以上である場合   | 給与等支給増加額の20% |
| 中小企業者等 | ・教育訓練費の額が前期及び前々期教育訓練費の額の年平均額に対する増加割合が10%以上である場合<br>・事業年度終了日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画に<br>従って経営力向上が確実に行われたものとして証明された場合 | 給与等支給増加額の25% |

- 1. 「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術または知識を習得、向上させるための費用です。
- 2. 税額控除は、当期の法人税額の20%を上限とします。

# 消費課税

#### 国際観光旅客税(仮称)の創設

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として創設されます。 具体的な使途として、ストレスフリーで快適に旅行できる環境整備、国内の魅力に関する情報入手の容易化、地域固有の文化や自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資する施策を実施するとしています。

| 納税義務者  | 航空機又は船舶により出国する旅客(航空機等の乗員を除く)  |      |
|--------|---|------|
| 非課税対象者 | ・航空機により入国後24時間以内に出国する乗り継ぎ旅客<br>・天候その他の理由により日本から寄港した国際船舶に乗船していた旅客<br>・2歳未満の者 | 0000 |
| 税率     | 出国1回につき1,000円   |      |

<sup>\*</sup>本邦に派遣された外交官等の一定の公用の出国については、本税を課されません。

改正事項について一部掲載をしましたが、その他の事項や詳細に関しては、「平成30年度 税制改正大綱」をご覧ください。正式なものは今後の国会審議などにより決定されます。



#### 事業承継対策のすすめ ~ Part1 ~

当事務所(『上川路M&Aセンター』)は、M&A業務に関して(株)日本M&Aセンター(\*)と提携する地域 M&Aセンターであり、日本M&A協会の理事会員です。このコーナーでは、M&Aによる事業承継など 事業承継対策についてご紹介致します。

\*㈱日本M&AセンターはM&Aを通じた事業承継問題の解決を目的として全国の税理士・公認会計士の方々の共同出資で設立された会社です。中堅中小企業の事業承継M&A仲介において実績No.1で、東証一部に上場しております。

#### 事業承継とは何か?



事業承継とは、会社の経営を後継者に引き継ぐことをいいます。

次の社長を誰にするか(経営承継)

自社株を誰に引き継ぐか(所有承継)

後継者教育をどう行うか(後継者教育)

#### 事業承継を「誰」にするのか?

誰に事業を承継するのかにはついては、大きく3通りの方法があります。

親族に承継する 親族外に承継する(従業員等に承継する) M&Aで承継する

**親族 親族外 M&Aの順番ではなく**、それぞれの課題をよく知り, <u>3通りを同時に</u>、 多角的な視点で比較・検討することが重要です。

#### 事業承継の傾向 ~ 親族内承継と親族外承継の割合が逆転~

事業承継において、親族内承継から親族外承継へと主流がシフトしつつあります。

親族内承継の割合の急速な低下が顕著です。中小企業庁のデータによると、20年以上前には親族内承継が85%、親族外承継は15%でした。しかし、最近では親族内承継が35%、親族外承継が65%と、その割合が逆転しています。最近まで親族内承継が約6割と言われておりましたが、従業員等やM&Aでの承継が急速に増加しています。

親族内承継を希望する経営者の減少

事業承継に関する親子間の考えが乖離しているケースの増加

従業員等への経営承継の増加

M&Aによる事業承継の増加

#### 事業承継成功のために

#### 事業承継には時間がかかります。計画的に、時間的余裕をもって取り組んでください。

#### ご子息や社員へ引き継いでいく場合

経営者教育(人的承継)には時間がかかります。経営権確保のための株式移転(物的承継)でも、タイミング・対策次第で税金が大き〈変わります。

M & Aを検討する場合



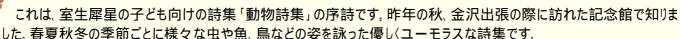
M & A の相手はすぐに見つかるとは限りません。また、より良い相手に良い条件で引き継ぐ上では時間的余裕がある方が有利です。

M & A による事業承継のメリットやその可能性について、まずは 当事務所へお気軽にご相談下さい。(秘密は厳守致します。) 引用·抜粋 (㈱日本M&AセンターHPより M&Aシニアエキスパート(31A-31-0028) 事業承継シニアエキスパート(01AJ-01-0020) 経営支援部 岩下

# 随想 命 上川路美恵野

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

生きものの / いのちをとらば / 生きものはかなしかるらん。 生きものをかなしがらすな。 / 生きもののいのちをとるな。



この詩集を貫〈芯が序詩にあるすべての生きものの生命を尊ぶ思いです。この詩集の刊行が1943年という戦争の最中で命が軽視されていた時代であることを考えるとこのメッセージの重みを感じます。

この詩集の中に「犬のうた」もあり、その冒頭の二行に「あんまり犬は人になれてしまつて、/ もうだらしのないどうぶつになってしまった。」とあります。

これを見てかつて読んだ『犬は「びよ」と鳴いていた 山口仲美 著 光文社新書』という日本語の擬音語・擬態語について考察した本を思い出しました。

これによると、私達は通常犬の鳴き声を表現するために「わんわん」という擬音語を使いますが、これは江戸時代半ば以降であり、その前までは犬の鳴き声を「びよ」「びょう」と表現していたようです。これは人と犬の関係の変化の反映ではないかとのこと。野生の犬は「ビョウ(ウォー)」と遠吠えをするが、「ワン」とは吠えず、「ワン」と吠えるのは家犬なのだとか。

犬は人の歴史始まってからの長いパートナーとはいえ、古〈は野犬も多〈野性味の多い動物であったものが、江戸時代以降、安定した環境で飼われる家犬が身近になったことで、犬の鳴き声にも変化が生じそれを表現することばにも変化が生じたということのようです。

去年は、全国の犬と猫の推計飼育数が、調査開始以降初めて犬の数を猫の数が上回ったとして話題になりましたが、依然として人にとって最も身近な生き物には違いありません。

しかし、最近は、奄美諸島などで、本来はペットであったはずの犬や猫が野生化して外来種となり、絶滅が心配される 希少種への悪影響が問題視されています。そのような所では、また、犬の鳴き声は「びょう」に戻っている のかもしれません。

お正月には、子供たちを連れて動物園に行きました。動物園の説明書きには、その動物が自然界で置かれている現状(生息地の環境の変化、絶滅の危険性の程度など)も詳し〈書かれていて人と生き物の在り方を考えさせられます。

新しい年を迎えると改めて、今生きている事のありがたさを感じます。忙しい日常にまぎれがちではありますが、地球上に共に生きる全ての命に想いを馳せる機会にもしたいものです。



ボール追う子ら白い息交り合い

羊恵野





# 新入社員紹介

当事務所に新入社員が 入所いたしましたので、 ご紹介します!

#### 総務部所属 岩野 崇也

この度、上川路会計事務所に入所いたしました岩野崇也と申します。社会保険の手続きや労務関係を担当させていただきます。まだまだ経験も浅く、未熟者ではございますが、皆様のお役に立てるように精進していく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

#### どうぞよろしくお願いいたします

総務部所属 川口 眞名美

この度、上川路会計事務所に入所致しました川口眞名美と申します。先輩方の親身なご指<mark>導の下、先日、正</mark>式に採用辞令をいただきました。配属先は総務部になります。事務所の下支えをする部署の一員として、事務所と関与先の皆様のお役に立てるよう精一杯尽力して参ります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。









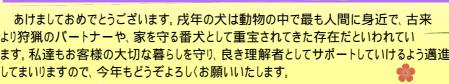




Page 8 219 号







### 百年の時代を駆ける会計事務所へ To the next stage ~ お客様と3事務所と共に成長~

### 上川路会計事務所 2018年の6つのキーワード

原点回帰 ... 物事の出発点に帰ること。基本に戻ること。

初志貫徹 ... 初めに思い立った願望や志を〈じけずに最後まで貫き通すこと。

脚下照顧 … 足もとに気をつけ自己反省または日常生活の直視を促すこと。

担雪埋井 ... 繰り返し努力することによって成し得ること。

凡事徹底 ... 基本的なことをしっかりと徹底して行うこと。

牛歩前進 … ゆっくりでも一歩ずつ確実に進むこと。



編集後記 あけましておめでとうございます。皆様お正月はどのようにしてお過ごしでしたか。恒例の箱根駅伝は往路2位の青山学院大学が逆転し、史上6校目の総合4連覇を果たしました。厳寒の箱根路を走る各校の選手の中には残り時間3秒で繰り上げを免れる大学、5秒で無念の繰り上げとなってしまう大学もあり、数秒で明暗が分かれる勝負の世界の厳しさを知りました。寒さが増していますが、お身体を大切にしてよい一年をお過ごし下さい。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

連絡先:上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp
URL http://kamikawaji-kaikei.com/

上川路会計

検索。

**広報委員会** 上川路美恵野 伊集院 赤塚 盛喜 福留 坪山

# 「自該は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいました 6是非ご紹介 ください!!

